

# 特集！！ハルちゃんが行く！！

## ～ドローン操作研修～

ドローンは幅広い分野で利用されており、林業の分野でも、様々な使い方が提案されています。須崎林業事務所でも、森林調査や、人が立ち入ることが困難な森林の崩壊地の被害状況の把握などに利用することを想定して、ドローンを導入しました。先日、職員が操縦技術を習得するため、研修会を実施しました。



### まずは操縦にあたっての注意事項を確認

ドローンは無人航空機一種で、複数のプロペラがついており、垂直に上昇・降下することができ、飛行が安定しています。簡単に操縦することができますが、使用時には、航空法で定められたルールを守らなければなりません。詳しくは「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン（平成30年3月27日 国土交通省航空局）」にまとめられています。このガイドラインに沿って、ルールの確認を行いました。



航空法で定められたルールの一例

- 地表または水面から150m以上の高さは飛行禁止
- 目視の範囲内で常時監視して飛行させること
- 無人航空機から物を投下しないこと

など

さらに須崎林業事務所では、ドローンの「運用管理規定」と「運用要領」も作成し、機材の点検や安全に使用するための決まりを設けました。

座学の後、実際にドローンに触ってみたところ、予想より軽くて驚きました。使用しない時はプロペラやガードを取り外していますので、使用前の取り付けや準備の手順も確認しました。



### いざ操縦！

広い敷地を借りていよいよドローンの飛行練習です。ほとんどの参加者が今回が初めての操縦でしたが、簡単な操作で自在に操縦することができました。

搭載したカメラで写真撮影も練習しました。

今後は、業務の中でドローンを活用し、情報収集等に役立てたいと思います。



※安全に配慮して飛行させています。